

令和2年度 第3回 高知市障害者計画等推進協議会 議事録

日時：令和2年11月25日(水) 18:30～20:30

場所：総合あんしんセンター3階大会議室

(司会)

本日出席予定の委員の皆様全員お揃いになりましたので、ただいまから令和2年度第3回高知市障害者計画等推進協議会を開催いたします。本日は皆さまご多用中のところ協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます、障がい福祉課の大中と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は新型コロナウイルス感染防止対策の一貫といたしまして、前回と同様に一部Web会議を導入して行いたいと思ひます。本日ウェブ会議にてご参加いただきます委員さんは小嶋委員となっております。会場スクリーンに会場の様子と小嶋委員を映させていただきます、進行したいと思ひますのでご協力のほうよろしくお願ひいたします。また本日澁谷委員がご欠席の連絡をいただいております。

それではまず、本日使用する資料の確認をさせていただきます。事前にお送りさせていただいております推進協議会次第、一枚ものがございます。続いてホチキス留めの資料になりますが、「令和2年度第3回高知市障害者計画等推進協議会資料」、同じくホチキス留めの資料になりますが、「別紙資料1 高知市障害者計画素案」、そして本日机上配布をいたしております、差し替えの資料になりますが、「2-4 就学期の子どもの支援の充実」、差し替えのほうをお配りしております。資料のほう手元にございますでしょうか。無い方がいらっしゃいましたら挙手をお願ひいたします。

本日は、まず次期高知市障害者計画の素案について説明をさせていただき予定といたしております。この推進協議会は情報公開の対象となっておりますので、議事録を作成する関係上ご発言の際にはまずお名前を仰っていただき、その後マイクを通してのご発言をお願ひいたします。

また、本日はウェブ会議を一部導入しておりますのでご発言をいただく際には、ゆっくりとお話させていただきますようお願いいたします。また新型コロナウイルス感染防止の観点から、事務局の説明はできるだけ簡潔にさせていただきたいと思ひます。あと時間内には終了をいたしたいと思ひますので、運営についてご協力をお願ひいたしたいと思ひます。

それではここからは宇川会長に進行をお願ひし、議事に入りたいと思ひます。宇川会長よろしくお願ひいたします。

(宇川会長)

はい、失礼いたします。附属特別支援学校の宇川と申します。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。それでは早速次第に則って協議を進めて参りたいと思ひます。

ではまず、次第のほうご覧になっていただきますと、「2 報告・協議事項」とございます。これに沿って進めていきたいと思ひます。

まずは基本理念から施策体系、重点施策を、3つの施策について事務局さんのほうから説明をいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(健康福祉総務課 大黒主任)

お世話になります。健康福祉総務課、大黒です。着座にて失礼いたします。お手元の別紙資料1をご覧ください。説明に入る前に少し訂正がありますのでお願ひいたします。別紙資料1の素案の1ページ2ページ目と、3ページ4ページ目が重複する内容になっておりましたので3ページ4ページ目の削除をお願ひいたします。併せまして、5ページ6ページも同じ内容となっておりますので6ページの削除をお願ひいたします。失礼いたしました。

今回の素案の中身につきまして、前回の推進協議会の後に委員の皆様からアンケートにいろいろご意見をいただいた内容を踏まえて、基本理念、基本方針、施策の体系図、そして具体的施策についてご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、別紙資料1の1ページ2ページ目をご覧ください。前回の推進協議会でもご承認いただきました、基本理念、基本方針につきましては現計画の内容を引き続き行うということで内容を変更しておりません。続きまして5ページをご覧ください。5ページ及び7ページにつきましては、「障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり」を実現するために、それぞれの立場で互いに協力し合うための役割について第二期計画から引き継いでいるものになります。そちらにつきましては引き続き、素案の中に掲載をさせていただいています。

8ページをご覧ください。委員の皆様からいただいた意見をもとに、施策の体系につきまして見直しを行いました。変更点としましては、施策区分2の施策2-1につきまして、施策3-1の「相談支援体制の充実」と中身が共通している部分があるので、共通項目としてまとめたらどうかというご意見がありましたけれども、事務局で協議をしまして、やはり子どもさんの成長過程が目まぐるしく変わる中で、それぞれ関係機関等も多様に変化をしていきます。そういった中で切れ目ない支援をずっと行なっていくという観点から、施策2-1と3-1については整理をさせていただきました。ただ、少し表現がわかりやすいように施策名称としましては、2-1「子供の成長過程に応じた支援体制の強化」という名称に変更をさせていただいています。

また前回の案の中では、「家族支援の充実」ということで、施策区分5に記載をさせていただいておりました。委員さんの意見や事務局での協議を踏まえまして、各施策の中でご本人の方、そして家族の方、双方に支援をしていく内容を盛り込んでいくということで施策区分としては今回整理をさせていただいております。施策区分6の中で、前回の推進協議会等の中でも新型コロナウイルス等の感染症対策についてご意見がございました。現在の状況等も踏まえまして、また新たに施策として、6-3「新型コロナウイルス等感染症対策」という項目を追加させていただきました。

9ページをご覧ください。9ページにつきましては前回も協議いただいた、2-1、3-1、3-2、4-1につきまして重点施策として取り組んでいくことを記載しております。以上が基本理念から計画の体系図の説明になります。

続きまして、具体的施策の取組を各課からご報告をさせていただきたいと思っております。この計画の策定にあたりまして、現在の計画書と変更した点がございます。出来る限り、表現を簡潔にさせていただいた点と、今後の評価等がしやすいように指標・目標の設定をできる施策については行なっております。

また、重点施策等で図表を用いて表現をしたほうが分かりやすいものにつきましては、表現を図表で示すなどの工夫をしております。続きまして重点施策が入っております施策区分2から順次ご説明をさせていただきたいと思っておりますので、素案資料の17ページをお開きください。

(子ども育成課 西田技査補)

本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。子ども育成課の西田と申します。ここからは着座にて、素案の17ページから26ページの施策のニーズについて説明をさせていただきます。失礼します。

施策2では、「療育・保育・教育等における切れ目ない支援体制の充実」を掲げております。19ページをご覧ください。施策2-1では「子どもの成長過程に応じた支援体制の強化」を重点施策としました。支援の必要な子どもたちは、乳児期から複数の機関が関わるためこれまでも切れ目なく一貫した支援を受けられるよう医療機関とのカンファレンスや、切れ目ない支援のためのツールとして作成したサポートファイルの利用等の取り組みを進めてきました。しかし令和2年度に実施した意見交換会と障害児分野に関するニーズ調査では、相談

窓口のわかりにくさやサポートファイルが十分に活用されていないという現状が分かり、各機関の連携体制の強化が課題となりました。そのため次期計画では子供たちがその成長過程や、発達の特性に応じた支援を適切に受けられるよう、関係機関の連携による支援体制の強化を重点的に行なっていくこととしたものです。今後の方向性としましては、現行のサポートファイルの改善を図るとともに、より活用しやすいツールの導入についても検討をし、保護者、支援者双方にとって利便性の高いものとなるよう努めるものと分けております。

続きまして21ページをご覧ください。施策2-2では「早期発見・早期療育システムの充実」としております。本市では1歳6か月健診と、3歳児健診が発達支援が必要な子どもの早期発見の機会となるよう努めています。現状の受診率は、23ページに示している通り、子ども達の受診機会を確保するために、保育所等との連携や、受診促進事業を活用した受診勧奨を行うことで90%を超えております。

戻りまして22ページのA4の横になりますね、どうぞご覧ください。これは早期発見・早期療育支援についての体制、流れを示したものです。幼児健診でフォローが必要となった子どもには、子ども発達支援センターの早期療育教室等の発達支援を行うとともに、保育所等や医療機関、児童発達支援等関係機関と連携し、支援を受けることができるよう取り組んでいます。今後も引き続き適切な支援が受けられるよう努めていきます。

24ページご覧ください。施策2-3は「就学前の子どもの支援の充実」としております。保育所等における特別支援を必要とする子どもの支援体制は整いつつありますが、児童発達支援事業所や、その利用者が年々増加しており、支援を必要とする子どもが増えている現状です。そのため今後も引き続き、それぞれの子どものニーズに合った支援を提供するために、支援者の資質の向上に努めていきます。

それでは本日差し替えをさせていただきました、一枚ものの資料になります。下に25ページと書いております、そのままご覧ください。施策2-4は「就学期の子どもの支援の充実」としてしております。就学相談を実施した全ての年長児は在籍園や就学先で保護者とともに各個別計画を作成し、引き継ぐことで合理的配慮の提供に努めています。通常の学級における発達障害等の診断がある児童生徒の現状としては、26ページの指標に示しておりますように、個別の支援計画、及び個別の指導計画の作成率が約91%となっておりますが、令和5年度には95%以上の作成を目指します。また就学期の子どもも就学前の子どもと同様に、特別な支援を必要とする児童生徒が増加しているため、今後も引き続き校内の支援体制の充実と教員の専門性を高めることに努めていきます。

最後にページを戻りまして18ページ、A3の資料になります、折り込みの資料になります、ご覧ください。これはご説明した施策等を図に表したものとなります。このように保健・福祉・医療・教育等これまでの事業をさらに充実させ、かつ関係機関が連携して子どもや家族を切れ目なく支えていく仕組みの構築に努めていきたいと考えております。施策2についての説明は以上となります。ありがとうございました。

(障がい福祉課 黒岩係長)

こんばんは。障がい福祉課の黒岩です。私のほうからは、施策3・4を合わせて説明させていただきます。

それでは27ページお願いいたします。3「地域生活支援の充実」について報告いたします。現在の計画では生活支援サービスという表記だったんですが、国の方向性に合わせて「地域」というのを冒頭につけさせていただいて、各施策に取り組んで参りたいと考えております。

それでは28ページ29ページをお願いします。重点施策である3-1「相談支援体制の充実」について申し上げます。右の図をご覧くださいませでしょうか。現計画期間中に基幹相談支援センターを設置することができまして、国が言ういわゆる3層の相談支援体制という形が作られました。次期計画期間中につきましては、この3層の各機関が連携し合いながら、相談支援に携わる人たちの人材育成、もしくは後方的な支援、ネットワークの構築といったものを進めていきたいと考えております。具体的には各相談機関で構成される相談支援検討会

というのを立ち上げておりますので、そこで例えば研修の企画実践でありますとか、基幹相談支援センターが現在支援困難ケースと一緒に関わっておりますので、そのケースから見えてきた地域の課題といったものを、自立支援協議会を通して地域課題を解決していくようなソフト的な取組をしていきたいと考えております。

30ページお願いします。指標・目標といたしましては、これらに係る連絡会や検討会の開催回数を掲げております。

続きまして31ページ3-2「地域生活支援サービスの基盤整備」について申し上げます。これも重点施策に位置づけております。障害のある方が地域で暮らしていく。自宅、グループホーム、施設、どこであってもその人らしく暮らしていくというのが根幹になることだと思います。そういったどこでどのように暮らすかという選択ができるサービスであったり連携体制や質といったものが重要だと考えております。ニーズ調査についてはまさしくその在宅サービスの充実であるとか、グループホームや入所施設を充実してほしいという声が聞かれております。この間、障害福祉サービスの事業所については、児童発達支援、放課後等デイサービス、就労継続支援B型などにつきましては、非常に事業所が増えてきているところでもあります。一方、医療的ケア重症心身障害、強度行動障害と言われる重度の障害児者を支える通所サービス、短期入所につきましては、横ばいのごさいます通所先の確保が困難だというような課題もございます。

またグループホームにつきましても順調に定員が増加しているんですけども、様々なニーズがある中で、例えば夜間の見守りや介護が必要な方については、今までのグループホームではなかなか対応が難しかったんですけども、新たに日中サービス支援型と言われるグループホームを2か所指定することができましたので、様々なニーズに対応していくことが少しずつ進んでおるといふふうに認識しております。今後の方向性ですが、地域生活支援拠点という考え方がありまして、現在自立支援協議会で議論を深めているところですけども、それをさらに具体的に掘り下げて、例えば足りないサービスについては、じゃあどうやって増やすのかといったようなところを検討、実践をしていきたいと思っております。特に整備が困難なサービスについては、補助金を活用して事業所の参入を促すことも必要なのではないかと考えています。

また質的には既存に情報公表制度というのもございますし、各事業所では苦情解決の措置が講じられております。高知市が実地指導、事業所の検査を行っておりますので、こちらについても引き続き実施をさせていただいて、質の向上も一方で図っていききたいと考えております。

32ページに地域生活支援拠点のイメージ図というのを掲げております。国が5つの機能というのを言っておりまして、相談、緊急時、体験、専門性、体制づくりといった視点で、地域の体制整備が求められております。高知市はこの5つの機能の中で言うと相談機能というのが先行して充実してきているのかなというふうに思います。今後はこの相談をまず中心として5つの歯車の一つ動けば全部回っていくようなイメージで、例えば個々の相談をしっかりやることで専門性が上がっていく、人と人と関わることで体制づくりが進んでいく、というような循環を生み出して、緊急時や体験といったやはり事業所がないと成り立たないことにつきましては、その整備をするという機能を次期計画期間中に一歩でも進めたいと考えております。指標・目標といたしましては、自立支援協議会の開催回数、グループホームの事業所数、情報公表制度の運用について掲げております。

続きまして34ページ35ページお願いします。3-3「精神障害者の地域生活実現のための支援」としてあります。この項目につきましては現在も取り組んでおります、入院されている精神障害者の地域移行を支援するためのネットワークや個別給付、ピアサポーターの活用について取り組んでまいりました。ただ「630調査」という調査によりますと、入院患者の64%が65歳以上の高齢者ということですので、やはりこの方達の地域移行を支援するためには、高齢者部門との連携というのが欠かせません。次期計画期間中については今までの取組をさらに発展させ、また高齢の支援機関との連携を深めていく必要があります。指標・目標

にありますとおり、協議の場、地域移行、地域定着の個別給付を充実させ、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりたいと考えております。

続きまして36ページです。3-4「社会参加・生きがいの促進」になります。この報告につきましても、新たに何か記述が増えたとか、大きく変わったというのはございませんが、例えば土日の障害のある方の活動につきましても、既存事業でもあるんですけども社会、文化、スポーツ、友達作り、地域との交流、あらゆる社会参加の機会を引き続き提供していきたいと思っております。指標・目標につきましても地域活動支援センター数や講習会の開催回数を維持させていくと掲げさせていただきました。

次に38ページです。3-5「権利擁護の推進」についてです。この項目につきましても、今、国の動向が変わろうとしている点がございまして。市町村で成年後見制度を利用促進させるための計画を作っていくという流れがあります。また、権利擁護支援の中核機関の設置についても求められているところです。次の計画期間中ではこの利用促進計画と中核機関の設置について実施をして参りたいと思っております。成年後見制度については、認知症高齢者の方の対象者数が多いんですけども、その高齢部門と障害部門も趣旨は同等でございましてので連携しながらこの計画と中核機関の設置を進めてまいりたいと考えております。それでは施策3については以上です。

続きまして40ページお願いします。施策4「多様な雇用と就労の促進」についてでございます。こちらにつきましても、現計画をさらに発展していくという章になっています。

41ページお願いします。重点施策である4-1「適性に応じた就労と職場定着への支援」になります。こちらにも現在関係機関による就労検討会というのを立ち上げて、月に1回以上協議を重ねて参りました。また福祉就労を行う就労支援事業所向けのアンケートを行なったところ、利用者の成長促進、具体的には例えば作業内容が、レベルアップがなかなか難しいよね、といった課題でありますとか、日常生活面の支援、例えば薬やお金の管理が難しい方であるとか、身だしなみや清潔保持といったことが難しいといった問題があるが故に、なかなか仕事のほううまくいかないね、というケースがいらっしゃるようです。

そういった課題は分かってきましたので、次の方向性としましては各事業所のサービス管理責任者、これが要になる人なんですけれども、その方や例えば事業所の新人職員などをターゲットに、資質向上のための事例検討や、研修会の企画をこの就労検討会で行なっております。また日常生活面の課題につきましても、就労支援事業所だけが頑張っても意味がありませんので、例えば相談支援事業所とかグループホーム、教育機関といったその人を支える皆さんで、連携しながら個々の課題を解決する方法を考えて行くという算段にしたいと思っております。また、仕事を辞めないとか、うまく同僚と上司の関係を構築していくということも大事だと思っておりますので、個別給付化されている就労定着支援というサービスについても現在利用が少し少ないんですけども利用拡大を図っていきたくと思っております。また現計画期間中のトピックスとして農福連携研究会が立ち上がりました。今26例ぐらい障害のある方や生活困窮者と農業をつなぐ事例がありますが、これにつきましても更に就労事例を増やす、といった具体的な取組を進めてまいります。指標・目標は就労検討会の開催回数と農福連携事例の累計数を掲げております。

次4-2、43ページです。「障害者雇用に関する企業等への理解の促進」です。こちらにつきましても一般就労された方を主に考えておりますが、業務内容の難しさとか、職場内のコミュニケーションの不安といったものが分かってきています。なので、企業の理解を進めていくのがひとつ、働いている障害のある人を支えるのがひとつ、この両方が必要なのではないかと考えております。今までも企業団体と話す機会というのを設けてきておりますので、今後につきましても企業さんと就労支援事業所の間で立って、お互いの理解促進と雇用継続、離職しないという取組が必要なのではないかと考えております。指標目標が就労検討会の開催回数を再掲、就労定着支援の支給決定数を〇人と書いておりますが、来月第4回に報告させていただきます、障害福祉計画で掲げる数字がここに入ってくる予定で、現在は〇ということにさせていただいております。施策3・4の報告は以上です。ありがとうございました。

(宇川会長)

ありがとうございました。基本理念、基本方針という形で施策体系、続いて施策2・3・4これはこれは重点項目が入っているところです。これに関してご質問、ご意見いただけるようにしていきたいと思えます。障害者計画推進協議会としてやっていく中で大きな計画となるものをご意見いただきながら決めていくという流れになっております。最後についてはこれに向けてそれぞれの部署で気を付けあって下さっているんじゃないだろうかと思えます。ですので、先ほどお話しした施策の重点内容とか、お話しいただいたことに関して何卒ご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと思えます。今日は小嶋委員さんがリモートで参加されております。よろしくお願ひいたします。またご意見等ありましたら挙手のボタンを押していただいたらおつなぎしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、この時間は重点施策に入っている部分になりますので、一つ一つ確認しながら意見交換、質疑応答していきたいと思えます、よろしくお願ひいたします。まず基本理念、基本方針、計画推進のための施策関係の部分についてお話しいただきたいと思えます。基本理念に関しましては前回の会の時に承認いただいていると思えます。ですので、基本方針以下お話しいただいた点で何か意見、ご質問ございましたらお願いしたいと思えます。ではよろしくお願ひします、何かございませんでしょうか。田所委員お願ひいたします。

(田所委員)

すみません、4-1のところですけど、就労の関係で今、農福連携というのがありましたけど、取組としてどんな具体的な取組が上がってきているのかちょっとあればよろしくお願ひしたいと思えます。

(障がい福祉課 黒岩係長)

施策のほうですけども構いませんでしょうか。

(宇川会長)

今ご質問いただいた4の施策のことですけど今、ご説明よろしいですか。お願ひします。

(障がい福祉課 黒岩係長)

障がい福祉課、黒岩です。農福連携につきましては、JA、県の農業部門と障害部門、市の農業部門と障害部門、福祉サービス事業所などで構成されております。コロナの影響はありますが、年に2、3回は会は開くことができおまして、農業体験のチラシ、例えば就労事業所にアナウンスをして、興味のある事業所、利用者に参加していただくような取組ですとか、また自分たちで話しているのがマッチングと言おまして、働きたい障害のある人と、雇い受けたい農業側の方が、意思疎通が図れてないとうまくいかないため、その理解を深める具体的な取組を企画しています。また、来年3月には農福連携セミナーを高知市の単位で開催する準備をしていますので農業と福祉の理解促進と、実際のケースをしっかりとつなげていくという観点で関わっております。以上です。

(宇川会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。1ページから9ページあたりでお話を進めていくことができたらと思っております。その部分に関して何かご意見、ご質問ございましたらお願ひいたします。施策の体系図とか先ほどご説明いただきましたけれども、また前回の会の終わりの時に委員の皆さん方にアンケートを取らせていただくということでご無理を言いましたけれども、それをまた受けて計画のほうも記入されている、作っていただいているというところですのでそこにも関係してまた言っただけたらと思えます。9ページまでで何かございましたらお願ひいたします。はい、ありがとうございます。

それでは次に進んでいきたいと思えます。もしこの部分について何かご意見ありましたら、また戻ってお知らせいただけて言っていただければと思えます。それでは重点政策2のほうに入っていきたいと思えます。本日の素案資料で行きますと17ページから26ページの間部分です。「療育・保育・教育等における切れ目ない支援体制の充実」というところです。この部分について何かご意見ご質問ございましたらよろしくお願ひいたします。はい、松本委員お願ひいたします。

(松本委員)

シャインの松本です。今、私どものセンターに特別支援学校とか、あるいは、むしろ反対に普通高校とか昨日も普通高校の先生が2人來られて、中に何人か來られるということで、とにかく今日のところは職員の技術学校の進路の方が來られて、やっぱり発達の特性的のある訓練生が來られる、あるいはグレーゾーンの方も何人かおられるというふうに特別支援学校だけではなくて、普通高校の中にもどんどん進路の先生方あるいは親御さん含めて相談に來られる。こういった中でそういった人たちの相談っていうのは高知市の相談センターのほうにも來られているんでしょうか、どうですか。

(宇川会長)

はい、いかがでしょうか。

(障がい福祉課 黒岩係長)

障がい福祉課、黒岩です。ちょっとその就学期の未診断とかグレーゾーンと言われる方の相談時期がちょっと今把握しかねていますけども、相談はまずお聞きします。そして場合によっては保健所のほうにもおつなぎする場合がありますし、我々が関わる場合があります。またその場合は学校とか医療機関との連携が必要になってくると思えますので、ご相談さえあれば対応させていただきたいと当然思っています。ちょっと数が分かりません、すいません。

(松本委員)

ないですか。シャインの松本です。どうしても手帳は取るけれども学校卒業と同時に福祉サービスでの訓練という、皆ものすごく親子揃って抵抗感があるんですけども、そこで卒業する前に私どもは自分の実態、障害の特性を自覚してもらうためにですね、あえて上手に向いていない実習において失敗をさせるということをやっています。そして振り返りをして今度はすぐに成功体験ができるような実習へ今度持って行ってやっていくという。だからどうしても訓練は嫌だと言う子どもが卒業する場合は、わざとに向いていない、そういった企業の所に行って終わった後振り返り、今度はこの人ならこういった職種に向いているなといったら、そちらのほうにも実習体験をさせて自信をつけさせる。そういうふうなやり方。だからこれからは福祉サービスの訓練というよりも企業本物に近い環境の中で、企業の中で訓練をしてその企業に就職させていくという訓練に今切り替えていっている。そのほうが企業も非常にそちらのほうが良いと。福祉サービスで訓練をしても企業の環境に行ったらまたゼロに戻ってしまう。だからマッチングした企業の中で訓練をして、そこへ入れるというやり方を一緒にやっていきたいと思いますという形で今企業とは進めております。だからこれからは単位制の普通高校の生徒は積み上げができませんので、福祉サービスの利用に抵抗感がある人は、特性を整理したうえで、企業体験のほうを(させる)。その間はシャインの登録をして、もし怪我があった時は報告ができるような形にして、それは特別支援学校の中で積み上げができるけれども、普通高校の場合にはできない、その対策を形としてこういうふうな対応をしております。そしたら在宅障害者の方が少しでもチャンスができるかな、そういうことです。以上です。

(宇川会長)

はい、ありがとうございます。他にご意見いただいて。竹島委員お願いします。

(竹島委員)

高知県難病連、竹島です。18ページの「一貫した切れ目ない支援」というところのちょうど真ん中ぐらい、教育のところですが、特別支援学校の経緯がありますが、普通学校から普通高校、それに難病の患者とか、ボーダーラインで普通高校に入れた子ども達が入った時に何の支援もないというか、2年生になれば進路の普通高校2年生になる進路に、でもそれまでに何もなくなって不安になっている保護者の方からの相談なんかもあります。高知市の市立の中学校から高校へ行った時にはどういう連携を取って、その1年間のやっぱりブランクがあると、子ども達に随分不安やご両親も不安だと思いますけども、そういうところは何かこういう事例があるとかっていうことがあったら聞かせていただきたいですし、その対応はどうしているかという、一年間の対応に対して高知市のほうが、関係ないかもしれないですけど、やはり見逃すと言うか、置き去りにするわけにはいかないと思いますのでちょっと聞かせていただきたいですが。

(宇川会長)

はい、ありがとうございます。支援が高知市さんのほうで何かありますでしょうか。

(教育研究所 萩森班長)

教育研究所の萩森と申します。答えになるかどうかわからないんですけども、先程ご意見で出た、特別支援学校っていうのはやっぱりそれを意識した学校なんですけど、普通高校を例えば療育手帳を持ってでも受けないという方もいらっしゃるしやったりとか、発達障害の特性、やっぱり離れても普通高校にというのをすごく保護者、本人に望まれている部分があるんですけども、先程ご意見にあったように、ただそこが高校から出る場合、社会に出て行く場合に、やっぱりそこが困難さが出てくるっていうのは、例えば私たちがそういうふうにして前もってそういう経験をしているものは、やっぱりそこに引っかかりが出てくるよっていうことをお話したとしても、やっぱり高校に行きたいっていう形で行かれて、就職の時にそういうふうにして困難さが出てきて実はそういうことがあったり社会になかなか適応しにくいようなこと、普通高校の場合の支援っていうのがなかなか、ごめんなさい答えになっているかどうか分かりませんが、入っていきにくいとか、そういうふうなサポートを事前にお話し、声をかけてもまたそれを拒否ではないけれども機嫌を損ねていくお方っていう方はかなりの数いらっしゃいます。

(竹島委員)

難病連の竹島です。保護者に対しては1年間どういうふうにしたらいいのかっていうのは、支援っていうかアドバイスっていうかそういうのではないんですか。

(教育研究所 萩森班長)

教育研究所、萩森です。保護者に対しても同様に就学期、小学校の低学年のうちからそういうふうな必要性のあるお子さんは声をかけながらやっていく場合というののもかなり多いんですけども、どうしても特別支援学級であって特に知的の場合っていうのは、保護者がそこを経験してない場合が多いですので、その後の例えば教育、中学校、高校に引き継ぎ社会に出て行く時にやっぱり高校へ行ってないよっていうところをすごく引っかかって、あとの社会に出ている時間が長いんですけども、そこについての話はさしてはいただいておりますが、やはりちょっとそこはノーサンキューっていう場合がやはり多いです、正直なところ。すみませんそういう形で答えになっているかどうかわからないんですけども。

(宇川会長)

はい、ありがとうございます。他にこの2の計画でないでしょうか。はい、山岡委員お願いします。

(山岡委員)

県の障害保健支援課の山岡と申します。19ページの所に「サポートファイルの改善」というところがありまして、利活用が、利用がされる一方で活用がついていかないというようなことがあるということで、サポートファイルの改善というのが例として出ておりますけれども、もし今の時点でどのような改善点というのをもしわかっておれば、まだ未定であれば構いませんが、国のデジタル化の動向というようなこともありますので、ちょっとそこに興味を持ちましたので、もし今決まっていることがあればちょっと教えていただけるならと思います。よろしくお願いします。

(宇川会長)

それではよろしくお願いします。

(子ども育成課 片岡係長)

はい、ありがとうございます。子ども育成課、片岡です。サポートファイルの改善点ですが、実は具体的なところは本当にこれからというかたちで考えております。ただこれまで今年度中に行った意見交換会とかですね、そういったところではやっぱり今は紙ファイルになっておりますので、保護者の方々の手書きで書かないといけないというその負担だったりとか、A4ファイルなので大きくて持ち運びが不便だとかですね、現代の子育て世代のお母さん、お父さん方にとってはちょっと物足りなくなっている点もあつたりしていますので、そういったこともありまして国のデジタル化なんかも、まだ、すみませんまだまだ勉強不足ですね、具体的にこれといったものはまだ描けてないんですけども、次期計画の間にそういったところ、全体的な見直しっていうような形で利便性の向上というか、それを目指して検討していきたいと思っております。

(宇川会長)

はい、ありがとうございました。それでは2の件に関してはよろしいですか。また何かあればおっしゃっていただけたらと思います。

では続きまして3「地域生活支援の充実～住み慣れた地域で人とのつながりを大切にして暮らせるために～」ということで、資料の27ページから39ページまで辺りはここでご意見いただきたいと思っております。ありましたらよろしくお願いします。はいよろしくお願いします。

(松尾委員)

松尾です。34ページの「精神障害者の地域生活実現のための支援」というところです。地域移行が段々に進んでいるとは思いますが、実際地域で生活を始めた当事者さん、定着率はどのくらいであろうか教えてください。

それから単身で生活をしている当事者さんに対するサポートは、どのようなことがなされているのでしょうか。地域定着支援の利用もあるだろうとは思いますが、それとは別に当事者さんの日常に対するサポート、またお仕事に就けばその中のいろいろな悩み等々、あるいは体調の不調等も波もあつたりするかと思います、そこら辺り日常のサポートについて何がなされているのか、具体的に教えてください。

(宇川会長)

それではよろしくお願いいたします。

(健康増進課 上甲主任)

健康増進課の上甲です。地域移行の検証については、個別給付としては35ページに書いてある数字であります。38件になっていて定着しているのが22件ということでなっております。定着率についてはすみません、出せてないです。

単身の方のサポートにつきましては、定着支援のサービス以外でも福祉サービスっていうのがいくつもありまして、例えば家事援助とかヘルパーさんが入ったりとか日中の家事を一緒に行ったりで作業所のほうに行ったりとか、通院先のデイケアとかもありますので、そういったところで福祉サービスや医療サービスを使って生活をされている方は大きいです。支える方っていうのはそういうサービス提供事業所の方であったりとか医療機関だったり施設の先生はじめ、そういった方が支えていく方になると思います。もちろん地域の方も大きな力になっている方も多いと思います。全く孤立しているというよりは何かにつながっている方が、精神の方は特に医療につながっていますので多いと思っております。以上です。

(宇川会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。他に、はい竹島委員お願いします。

(竹島委員)

高知県難病連の竹島です。ここであの、すごくピアサポーターということで出ていますけれども、ピアサポーターの養成とか育成っていうのはどういう形でやっているのでしょうか。なかなか難病のピアサポーターの養成研修になっちゃうんですけども、サポーターになるまでがすごく難しいんですね。だから養成、育成をどういうふうに行っているかちょっと聞かせていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。

(宇川会長)

はい、よろしくお願いします。

(健康増進課 上甲主任)

健康増進課の上甲です。養成研修のほうは地域移行の事業が27年から取り組み始めまして、今まで28年と29年と今年度、養成研修をいたしております。養成研修が毎年っていうのはできてはいないんですけど、育成研修につきましては、定例会とって毎月ピアサポーターの方に集まってもらって個別の面接をしたりとか、自分の体験談を話したりとか、そういう定例会っていうので集まってやる場合と、保健所の職員が個別に訪問をしたりしておりますので、そういったところもピアサポーターさんにも一緒に行ってもらって、そこで入居者、対象者の方と話をさせていただいたりとか、そういったことを行っております。

(宇川会長)

はいありがとうございます、よろしいでしょうか。

(竹島委員)

そしたら難しいような、ピアサポーターとはというような基本的ないろんなことはやってないですか。

(健康増進課 上甲主任)

基本的な勉強と言うか研修っていうのももちろんやっております。地域移行、基本的に高知市のピアサポーターさんは地域移行の支援をするために活躍していただくという方になっておりますので、そういった基本的な学習もした上で先ほどお伝えしたようなことをさせていただいております。

(宇川会長)

はいありがとうございます。石元委員すいませんお願いします。

(石元委員)

MIRAI Zの石元です。ピアサポーターの件に関して、養成や育成のところをお伺いしましたけど、この最後に書かれているピアサポーターの雇用促進に取り組みますっていう文章ですけど、雇用促進、具体的に数値目標があるのか、どれだけの人をピアサポーターとして雇用するとかいう考えがあたりなのか。雇用促進っていうことで具体的などころをちょっとお伺いしたいなと思いますけどお願いします。

(健康増進課 上甲主任)

健康増進課の上甲です。人数っていうのは決めてはないですけども、この雇用促進というのはピアサポーターさんで一般の相談支援事業所で、地域移行支援をさせていただいている相談支援事業所さんがあるんですけども、そういったところで雇用をさせていただいて一緒に地域移行の個別給付をさせていただきたいということで、お試して事業所さんにピアサポーターさんが何回か行ってもらって、そこを保健所の事業としてマッチングや、何度か訪問に行ってもらおうというようなことをして、それで事業所さんもピアサポーターさんと、そういうのをしてもいいなあっていうふうに思ってもらって、サポーターさんも事業所で働くっていうことはこういうことなんだっていうことを気づいてもらうっていうことで、そういうマッチングの事業みたいなことを考えてやっております。また実際、相談支援事業所で勤務させていただいている方もおりますのでそういった方の話を聞いていただいたりとか、そういったことも支援の中では入れております。

(宇川会長)

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。他に3の部分で何かございましたらお願いいたします。はい松本委員お願いします。

(松本委員)

シャインの松本です。私どものなかぼつ事業の中で、厚生労働省のほうからピアサポーターの実験というか、これをやってほしい。それで今年からやり始めたのが、もう就職をして安定してる人そして生きがいを持って人、その人たちをサポーターという形で、そして就労移行支援事業所とかそういったところで成功している、勇気を与えてくれる、そういった人の講演やないけれども参じに行ったりとかそういった形で刺激を与えていく、そして移行支援事業所の場合はなかなか就職に向けての実績が少ないということで、むしろ反対に定着支援事業をやりなさいという形で始まったわけなんですけれども、そういった中でもやはりどんどん定員割れが出てきて競争もうんと増えよう中でやはり抱える事業所さんがこれからどんどん増えてくるんじゃないかな。その中で出していく事業所さんの所に人は目が向くんじゃないかと。それで厚生労働省はなかぼつにそういった成功して頑張ってる人を施設のほうへ行って、今後させていこうとそういうふうなことで今進めております。

(宇川会長)

はい、ありがとうございます。はい、小川委員お願いします。

(小川委員)

小川です。数値目標、指標目標について少し質問です。例えば地域移行の3-3の部分の指標のほうですとか、3-4とか現状と目標の数値があまり変わってないっていうのは今の課題はあるとしても、今の現状の数値で行こうかなというふうに思われたのはどうしてなのかなって、目標するなら少し上げるのかなって数値は増やすのかなってというのが通常は思う

んですけど、それが同じなのはどうしてかなってというのがひとつあるのと、地域移行のほうについては、個別給付数をこれはまた大幅にアップしているんで29年から元年度が38件で3年から5年が60件にしているのは、新たに60件ってということですか。その38を含めた数値目標。そこら辺地域移行、現状その業務に関わって来させてもらってるので「おー」と思いまして。そこは目標としては高いほうがいいし上にどんどん増やしていったらいいな、本当はもっと多い数字で行けたらいいなと思ったりするんですけど、この数値の根拠、根拠とかどうしてこの数値になったのかなっていうことはちょっと教えていただきたいと思います。

(宇川会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

(健康増進課 山崎係長)

健康増進課の山崎です。ご質問ありがとうございます。まず一点目の数値が同じ3-3につきまして、協議の場の開催数と参加者の延べ数ということで同じ数字を出させていただいています。この二つについては、国のほうの計画でもこちらの数値目標を上げるようにということで高知市は国の方向性にも則った形で現在もすでに開催をしております、その数っていうところで現状と同じ数を開催するというところで指標といたしました。個別給付数ですが、おっしゃっていただいたように60件というのは3年間での60件、新規の60件というふうなことを考えております。現在年間に10件台の前半後半を行き来しているような状況です。数としても一定数おいでということ、それから今回の次期計画のほうでも高齢機関とこれから連携をしてやっていくっていうところで対象者の64%が高齢っていうこともありますのでその辺りの対象の方にもしっかり支援をしていくということで、年間20件程度のところを目標にしたいということでこの数値をあげております。非常に厳しいっていうところもあるんですけど、今までも関係機関の皆さんに協力をいただいて少しこういった数、現在までも年間10件以上の実績というのを積んでこれていますので、さらにそこは進めたいと考えております。以上です。

(宇川会長)

ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。次4のほうへ進んでいきたいと思えます。ちょっとお時間のほうが進んでおりますので、おおまかな本市についての方向性に関して議論を進めていくことができたらいいかんと思っております。

それでは4の所に行きたいと思えますので、これでいうと40ページから43ページ「多様な雇用と就労の促進」ということについてご意見何かありましたらよろしく願います。はい、松尾委員願います。

(松尾委員)

松尾です。一番最初に農福の意見も出ておりました。私農福連携ということのイメージが今ひとつ分からないのです。何か一つ具体例を教えてくださいと嬉しいです。どういうところでJAに関わり、そこから農業体験をしたり、そして実際に就労ですか、それとも農家さんに雇用されるという形なのでしょうか。なんか一つでも良いので具体的な事例があれば教えてください。

(宇川会長)

はい、よろしく願います。

(障がい福祉課 黒岩係長)

障がい福祉課、黒岩です。例はたくさんありますので何点かご紹介します。まず農家さんが直接雇用している事例もたくさんあります。生姜農家さんが誰か雇いたいと、生活困窮者

の方だったんですけど、雇用に結びついた例があります。あと障害福祉サービスの事業所が農家から仕事を請け負って事業所から派遣されて農作業の作業をする。これは西岡委員の事業所さんなんかも取り組まれていまして、「施設外就労」という形で就労継続支援B型の事業所でたくさん事例があります。また、そういったB型事業所が直接農地を持って、そこで作業をしている場合も農福と言って良いのではないのでしょうか。そういったあらゆる形での雇用や委託といったものがすでに26例、把握しているだけでもありますので、これを深めていきたいというのが農福連携の趣旨だと考えております。以上です。

(松尾委員)

ありがとうございました。もう一つだけ教えてください。いろいろな雇用の形、いろんな農福連携という形が分かりました。そこで働いている人たちの賃金、時給にするとどのくらいのものでしょうか、平均がわかるかどうか。それぞれのばらつきがあったらいくつか例を教えてください。

(障がい福祉課 黒岩係長)

障がい福祉課、黒岩です。直接雇用の場合は最低賃金の792円以上ですが、実際の時給までは聞いてございません。月給で雇われている様な事例は聞いたことないです。あと施設外就労という事業所への請負については作業内容によってさまざまでございますので、当事者間で請負金額を話し合っていて決めているようです。ただB型の事業所については最低賃金以下の単価で契約していることが一般的なようです。以上です。

(宇川会長)

はいありがとうございました。他にこの4番、はい、竹岡さんお願いします。

(竹岡委員)

育成会の竹岡です。黒岩さんにもう一つこの点について聞きたいがですけど、その雇用の仕方っていうのは市役所に聞きに、事業所が行くがですか。

(障がい福祉課 黒岩係長)

ハローワークを通じてというような雇用ではなく、今はこの研究会が介入して、いわゆるマッチングが最も大事だという時期ですので、体験とかお試し雇用とかいうところに研究会が介入しています。例えば私が相談を受けても農業の事は素人なので、この研究会の方々と連携し、成功事例を増やして仕組みづくりを考えているところです。何かありましたら言ってきてください。一緒に考えましょう。

(竹岡委員)

ありがとうございました。

(宇川会長)

ありがとうございます。他に4のことでないでしょうか。松本委員お願いします。

(松本委員)

シャインの松本です。農福の関係ですけれども、私どもの福祉ホーム、これは水耕栽培、周年栽培、そこからスタートして今は作った事業所が自分で値段をつけれる。それで販売手数料を店で支払うというやり方で非常に周年栽培の場合は、非常に安定して計画してたのでいいんですけども、だからシャインとしては会社組織になってる農家、大手の企業と契約して生産をしているトマトの事業所とか会社組織になってるところへの就職の経験は何か所かあります。しかし、個人経営の場合は保険がきかないんですね。個人経営だから忙しい時

の日雇い労働とか、後継者もない中で忙しい時にはこちらにも声がかかるんですけども、それが周年栽培で1年間ずっと安定しての雇用ではないのでやはりこれは福祉サービスのところが工賃アップのために危機的な機会と言うんですけども、なかぼつの場合は保険があって、最低賃金があって、生活がある程度安定して、生活を暮らしていけるといところで条件がありますので、ちょっと今これは会社組織になっているところでは、足を運んで何回か行っております。以上です。

(宇川会長)

はい、ありがとうございます。他にありませんでしょうか。はい、中屋委員お願いします。

(中屋委員)

連合会の中屋です。43ページの就労定着支援に支給決定数が空白なんですけどこれってイメージは現実的にはないんですか。

(宇川会長)

よろしくお願ひいたします。

(障がい福祉課 大中室長)

障がい福祉課の大中です。次回の推進協議会のほうで、福祉計画の協議をお願いする予定としておりますが、その福祉計画の中で定める目標値として就労定着支援事業の利用者数というのが出て参りますのでその中で具体的な数字をお教えしたいというふうに考えております。

(宇川会長)

はいありがとうございます。よろしいでしょうか。はい、それでは基本理念から重点施策が入っている2・3・4についてお話ししていただきたいと思ひます。

まだ全部ではないですけどもこの基本理念に關するとこの方針、それと施策2・3・4について各施策、それぞれの方向性に関してよろしいでしょうか。そのあたりご承認願えますでしょうか。よろしいでしょうか。はいありがとうございます。

それではまず重点施策2・3・4と基本理念まで、これに關してはご承認いただいたというところで次に進めさせていただきますと思ひます。

それではあと残りの施策1・5・6に關しまして、まずは事務局さんのほうからご説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(健康増進課 山崎係長)

健康増進課の山崎です。施策1の報告をさせていただきます。着座にて失礼いたします。資料のほう10ページになります。施策1では「障害の原因となる、疾病等の予防のための健康づくりの取り組みや障害児者の一人一人の状況に応じた適切な保健医療サービスが提供されるよう保健医療の充実を図ること」について記載をしております。まず施策1-1、11ページになります、「健康的な生活習慣づくり」ですが、健康づくりに取り組んでいる人の割合を増やすことを目標に、関係機関の支援者に健康づくりにつながる取組を進めてきましたが、今年度開催した意見交換会などでも、まだまだ十分に周知されているというふうな状況ではありませんでしたので、次期計画のほうでは健康的な生活習慣作りの必要性や健康づくりの情報を障害福祉サービスの事業所等の関係機関の支援者の皆さんに計画的に周知啓発をしていくとともに、医療保険者の実施する健診結果を活用した健康づくりについての取組を進めていきます。

続いて1-2、12ページです。「保健・医療・福祉の連携」です。ここには難病、小児慢性特定疾病児等を含む、とそれから歯科保健、医療的ケア児の3つについて記載をしております。

ます。一つ目の難病患者についてですが、現在指定難病のほうは333疾病あり、希少疾病も多く、常に非常に専門的な知識も必要です。様々な療養上のニーズのある方も多いので、多職種、多機関での連携というのが必要になっています。現在も支援者を対象とした事例検討会や学習会、相談会など事業を通して支援者の援助技術の向上を図っておりますが、今後も継続した取組が必要だと考えております。小児慢性特定疾病児童への支援についても平成27年度から小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を高知県難病団体連絡協議会のほうに委託をして、ピアカウンセリングや交流会も交えながら相談に応じています。今後も個々の状況に応じたきめ細かな支援を受けることができるように適切な相談窓口の周知を図るとともに、高知難病相談支援センター等はじめとする関係機関との連携をさらに強化をして個別支援の充実を図っていききたいと考えております。

14ページ、施策1-2の二つ目ですが障害児・者の歯科保健体制の充実です。歯科保健推進のためには、本人や家族、関係者の歯科保健に関する意識の向上が必要です。今後も高知市保健所内の口腔保健支援センターでは市役所内各課や関係機関と連携をして、乳幼児期から口腔衛生習慣の確立や予防意識の向上に取り組んでいきます。また障害のある人や子供が専門歯科医療機関だけでなく身近な地域の歯科医療機関での受診ができるようにこちらも今後保健支援センターを中心に医療機関と連携をして取り組んでいきたいと考えております。ここから報告者を交代します。

(子ども育成課 西田技査補)

子ども育成課の西田です。引き続きになりますが、素案の15ページから16ページ、「医療的ケア児及び重度の障害のある子どもとその家族への支援について」を説明させていただきます。

本市では令和元年度より医療的ケア児及び重度の障害のある子どもや家族への支援について、その実態とニーズの把握や支援体制の整備について協議する場として高知市医療的ケア児及び重度の障害のある子供の支援検討会を設置しています。令和2年度の支援検討会では、高知県と合同で医療的ケア児の実態調査及びニーズ調査を行うこととし、実数の調査においては在宅療養指導管理業をもとに調査し、ニーズ把握においては医療機関等の協力も得てアンケート調査を行いました。アンケート調査を踏まえた支援検討会での意見交換、検討により在宅福祉サービス等の充実、相談窓口の整備、必要な情報の周知、本人の居場所への支援、医療的ケアを行う家族への支援、災害時における支援がニーズとして上がりました。支援検討会での検討結果を受け、次期障害者計画にはこれらの項目を記載し、計画の推進により医療的ケア児及び重度の障害のある子どもとその家族への支援の充実を図っていききたいと考えております。

この施策に関連する地域計画の指標目標としましては、令和2年10月より開始した高知市重症心身障害児者等在宅レスパイト事業について令和2年度アンケート調査での在宅レスパイト事業利用希望人数を参考に、令和5年度の目標利用人数を10名としています。利用延べ回数は1名につき2ヶ月に1回の利用を想定して60回としております。

また、子どもや家族のニーズをトータルにサポートし、各機関と連携していくためのコーディネーターについてその機能等も含め検討していき、令和5年度までの配置を目指します。施策1についての説明は以上となります。ありがとうございました。

(障がい福祉課 黒岩係長)

障がい福祉課、黒岩です。飛びまして施策5の説明になりますので資料44ページからお願いいたします。この項は啓発に関するところになります。まず45ページ、5-1「地域共生社会の理解促進」についてです。地域共生社会というのは比較的新しい考え方でございますが、支える側、支えられる側といった既定の概念ではなく、みんなで支え合うことということの理念的なものになります。高知市につきましても、障害者計画だけというよりは高知市民全体でこの理念を基に、支え合うまちづくりというのを考えていきたいと思っておりますが、

ただ障害者計画の基本理念とも合致する考え方ですので5-1として「地域共生社会の理解促進」を掲げさせていただきました。今後は市民向けの出前講座でありますとか、「ほおっちょけん学習」もしくは「ほおっちょけん相談窓口」の整備なんかで広くご周知をさせていただきたいと考えております。

続きまして46ページお願いします。5-2「障害への正しい理解と偏見差別の解消」についてです。これもまずは障害だけに関わらずあらゆる人権課題というのがございます。外国人とか、感染者者とかLGBTsとか様々な人権課題に対応する高知市人権施策推進基本計画というのを策定しておりますので、この推進がまず必要だろうというふうに考えています。

一方、障害の領域に目を向けますとかなり相互理解といった機会も引き続き重要だと考えております。学校教育の場では児童生徒同士の交流とか「ふれあい体験学習」と言って車椅子の操作経験やアイマスク体験などの出前講座をしているのですけれども、そういうのも引き続き実施し、学校教育の場においても普及啓発を広めていきたいと思っております。また一方広報の「あかるいまち」では人権シリーズを掲載しており、広く市民に周知を継続して行なっていきたいと考えております。指標・目標のところはふれあい体験学習と手話の出前講座について掲載をしました。

続きまして48ページ、5-3「成人の発達障害のある人への理解と支援促進」です。これは現在の計画で、支援の検討の場を立ち上げることでしておりますが、今日時点でまだその開催ができていない前提で原稿を作成しておりますので、また差し替え等になります。課題等につきましては成人期の発達障害のある人の対人関係の困難さ、就労のつまずき、もしくは二次障害、周囲の理解が得られていないといったところが、従前からあげられておりましたので、これを具体的に検討し引き続き取り組んでいく検討の場を令和2年度中に立ち上げる予定です。その検討の場におきまして、次期計画期間中には施策企画立案をしていきたいという掲載になっております。指標・目標につきましては現在開催できていないこの検討会を3回ということで開催をさせていただきました。施策5については以上です。

(健康福祉総務課 大黒主任)

健康福祉総務課、大黒です。施策6について説明をさせていただきます。着座にて失礼します。49ページ以降が施策6に関する内容になっております。

50ページをお開きください。6-1「住居、交通、まちづくり、情報に関するバリアフリーの推進」について記載をしております。住居、交通、まちづくりに関する取組については、現在住宅に係ることで、障害者等の住宅確保、要介護者のネット等に関する支援でありますとか、交通のバリアフリーの道路の整備等で主に視覚障害者の誘導用ブロックの貼り付けや歩道の整備等行っております。また公共的施設につきましても配慮が必要とされる場所ごとに整備内容を審査等して指導助言を行って、皆さんが安全かつ快適に利用することができるように取り組んでおります。また、公園整備等もバリアフリーの推進を進めているところになります。これらの取組につきましては引き続き住環境の整備や環境の整備として重要な取組と考えておりますので、引き続き関係課で取り組んでいきたいと考えております。

52ページにつきまして「情報に関するバリアフリーの推進」を記載しております。本市では各種必要な時に必要な情報が得ることができるような手話通訳の派遣や磁気テープ等の貸し出し等に取り組んでおります。また、広報活動につきましては市の発行しております、広報紙「あかるいまち」や議会の広報誌「市議会だより」について、録音広報や点字広報の作成等について情報取得がより多くの選択肢で提供できるように行なっております。また希望する方については、広報の一部をメール配信もさせていただいております。また、オーテピア高知声と点字の図書館では、様々な書籍等の活字情報の利用が困難な人のための点字図書、録音図書等の整備を行って障害のある人が読めるように配慮された図書の提供等に取り組んでおります。こういった情報のバリアフリーにつきましても引き続き重要な取組と考えておりますので、充実を図りながらより情報取得の広い選択肢を提供できるように努めていきたいと考えています。

続きまして54ページをご覧ください。6-2「災害時の支援体制の構築」についてです。大規模災害等の発生等におきましては非常に近所同士での声の掛け合い、互助の力というのも非常に不可欠になってきております。現在、単身高齢者の方や身体障害者の方に対する消防局の職員さん等による防災訪問等も行なっております。また、「高知市避難行動要支援者の避難支援プラン」を作成しております、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方などを対象に名簿を作成し、小学校区単位の自主防災組織連合会を中心に名簿提供を順次行なっております。名簿を活用した個別計画の作成や防災訓練につきましても、各防災組織の中で取り組んでいただいているところになります。また、今年度につきましては、これらの個別計画の作成を円滑に進めていくために沿岸地域を中心としたモデル地区で介護や福祉事業所と連携した取組の中で個別計画の作成等を進めていく取組を進めております。こういった体制の構築というのを順次構築していく必要があると考えております。

また、在宅人工呼吸器装着者の方で24時間呼吸器の使用が必要な方などに対しては災害時の個別支援計画を作成しております、こちらも継続して実施して定期的な見直しを図っていく必要があると考えております。これらの自主防災組織になりますとか避難行動要支援者の方の個別計画の作成等、また福祉避難所や津波避難ビル等の整備につきまして引き続き取り組んでいくように努めていきたいと考えております。

最後56ページ、今回新たに追加をさせていただいた項目になります。6-3「新型コロナウイルス等感染症対策」についてです。新型コロナウイルス感染症につきましては、現在も社会経済活動全般に大きな影響を及ぼしております。また今後は障害のある人の中にも基礎疾患を有している方などもありますので感染拡大防止と併せまして社会活動の両立を図るスタイルを確立していく必要があると考えています。今年度は障害福祉サービス等事業所への衛生用品確保に関する支援などを行っております。こういった障害福祉サービス等事業所の感染予防対策への物的、質的な支援を行なってサービス提供体制の維持を図っていきたいと考えております。

また、社会福祉施設の職員さんが感染症予防に関する知識や技術を習得する場として感染拡大等も最小限にできるような啓発を行なっていきたいと考えています。また、社会福祉施設において新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の相互支援ネットワークを高知県において構築しておりますので、本市におきましてもその連絡調整や事業所支援を通じて相互支援のネットワークが回るように実施していきたいと思っております。指標・目標につきましては、社会福祉施設の感染症対策の研修の実施を挙げております。以上になります。

(宇川会長)

はい、ありがとうございます。施策1・5・6について報告いただきました。先ほどの重点施策と同様にこれから動くものもあるように、今から立ち上げていくこともあるというお話でした。最後については今お話しいただいたこれらの方向性を受けて検討したり実施したりしていくように繋がっていくと思います。ですので、方向性としていただいておりますけれどそれに関して何かご意見いただきたいと思っております。では今回は全部まとめて行きたいと思っております。施策1、11ページから16ページ。施策5、44ページから48ページ。施策6、49ページから56ページに関して、何かご質問ご意見お伺いしたいことございましたらよろしくお願ひいたします。はい、竹島委員お願ひいたします。

(竹島委員)

高知県難病連竹島です。13ページの指標・目標のところの「専門医の入った支援者向け研修会等の実施回数」が3回になっています。3回何をしたのか内容を教えていただきたいのと、目標4回というのはどういう内容で研修するのちょっと教えていただきたいです。

(宇川会長)

はい、よろしくお願ひします。

(健康増進課 山崎係長)

健康増進課の山崎です。13ページの指標のところなのですが現在専門医に入っただいて、事例検討会や学習会というのを開催しています。これが年に3回ということなのですが、事例検討会のほうは非常に好評いただいていることもあって、やはり支援者の方々はひとつ事例を通して理解を深めていったり、そこに専門医の専門的な知識を入れていただくところでこの回数を増やしていきたいというふうに考えておりますので4回としております。よろしいでしょうか。

(竹島委員)

高知県難病連の竹島です。内容としては事例検討会の研修ということですか。

(健康増進課 山崎係長)

事例を通した研修というような形なので、主に事例検討というようなことをしております。それ以外にも専門の先生に来ていただいた研修会というのを開催していますので、事例検討と研修会それぞれやっているということになります。

(竹島委員)

一応専門医が来てますので、一回でこういう内容の事例検討とかがってというのは具体的には言えないがでしょうか。

(健康増進課 山崎係長)

健康増進課の山崎です。今までに今年度やったのは脊髄小脳変性症の患者さんの事例検討会というようなことで、ケアマネジャーさんのほうから事例を出していただいて、それに対して他に関連する職種だとか、主に今回はコロナのこともあって沢山の方をお呼びできないということもあったので、主にはケアマネジャーさんを対象に研修会というのを開催をさせていただいたんですけども、今年はその事例を事例検討ということで行いました。よろしいですか。

(宇川会長)

はい、ありがとうございます。他1・5・6の分で何かございますでしょうか。

(松尾委員)

松尾です。45ページ「地域共生社会の理解促進」というところです。言葉尻を捉えるどころかというほどの思いはないですけども「支える側」「支えられる側」という関係を超えみんなでみんなを支え合うことが大切、というこの表現です。もちろんこのとおりのことなのですけれども、「支える側」「支えられる側」、なんかちょっと固定したようなそんな印象を受けました。私たちは今は誰かを「支える」という立場にあってもいつ「支えられる側」になるかもしれないと思います。また、ピアサポーターさんの例を見てもかつては何らかの形で当事者さん、「支えられていた」当事者さんがピアサポーターとなって今度は「支える側」に回っているというこのような事例から見ても、「支える」「支えられる」というこの関係性、その立場っていうものは非常に可逆的なものであって、固定したものではないと思うがです。私の願いとしては、この表現でももちろん良いのですけれども、なおお互いこの立場というものは行き来があるものであるというような、そういう意味合いの表現も加えていただけたらと思うのですが、どうでしょう皆さん。

(宇川会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

(健康福祉部 川村副部長)

健康福祉部の川村です。松尾委員がおっしゃったとおり、ここに書いておりますのは社会福祉法に基づく地域福祉計画の基本理念でございまして、委員さんがおっしゃられるように「支える側」「支えられる側」という関係を越えてその当事者同士のみならず、地域全体がそれぞれを支え合う、そういう理念を表したものですので、ちょっと読み方によってそういった誤解を招くようなことがあればまたこちらのほうで内容について検討させていただきま

(宇川会長)

はい、ありがとうございます。ご検討いただけたらと思います。はい、他に。中屋委員お願いいたします。

(中屋委員)

今の地域共生社会のところでいってることって、やっぱり当事者団体でも、なかなか地域で例えば情報を社会的に入ってこないっていう状況なので、なおかつ地域の人がそれを把握するっていうのはもっと難しいんじゃないかなという、もっともうちょっと段階的なものっていうか、啓発的なものがもっと必要になっていうふうに思います。計画はすごく理想的でいいんですけど、今の地域社会の中ではやっぱり個人情報の方が優先されるので、なかなか地域から個人を助けに行くっていうのは難しいなというふうに個人的には思っていて、これは後のほうのページで災害の要援護者のやつがあるんですけど、あれがどんどん広がってくると、だんだん地域でその居住地っていうのは確認できるんじゃないかなっていう事で、なんかタイアップしたらいいんじゃないかなっていうふうにも思うんですが。

それともう一つ、50ページのバリアフリーのところなんですけど、私たちの団体で高知市との陳情会がありまして、そこでもお願いをしたんですけど、今のルールではダメな方法で点字ブロックをつけてほしいっていう意見だったんですよ。第三者的に聞きたいんですけど、やっぱり居住地に皆さんに比例して欲しいんですよ、比例っていう表現はおかしいかもしれませんが。そこにいない人、例えば目の不自由な方が居住してなければ点字ブロックって本当はその地域にはいらないかもしれないけれども、実際にそこで生活をしている方がいるってことになるので多少ルール違反でも生活のために方法を考えてもらえないかなっていうふうに強く第三者的に思ったんですけど、そういうのもこれから、何て言うんですかね、特例的にできた事例っていうのはバリアフリーに必要なんじゃないかなっていうふうに思います。是非、その辺を考えてほしいなと思いました。

(宇川会長)

はい、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(健康福祉部 川村副部長)

はい、健康福祉部の川村です。大きく二点あったと思いますが、まず共生社会については先般の会議でも重層的支援体制整備ということで少し説明させていただいたと思います。まず、地域の皆さんがお気軽にご相談いただける窓口として、市内に『ほおっちょけん窓口』という薬局を中心とした相談窓口を開設しております。そこでワンストップで解決するものではないんですが、そういったお声を適切に公共のサービスにつなげていくような仕組みがまず一点。

もう一つは令和元年から2年にかけて足掛け3年かかってますけれど、高齢者の支援センターを市内14箇所の地域包括支援センターっていう形に再編いたしました。これまで、また高齢の会議でもご報告させていただく予定ですが、これまで東西南北のセンターから14センターに再編することによって、確実に相談件数も増えてきておりますので、そういった地

域での支え合いあるいはフォーマルなサービスっていうのものを的確につないでいける仕組みと
いうのを今基盤として進めていくところです。委員さんがおっしゃったようにアナウンスの
仕方については、今日は広聴広報課長も来ておりますので庁内で連携して少しでも皆さんの
身近な相談窓口になれるように心がけて参ります。

もう一点の点字につきましては、今日は都市建設部が来ておりませんが、そういったご意
見につきましては庁内で共有しておきますので、ご意見ありがとうございました。

(宇川会長)

はい、ありがとうございました。他に、中西委員お願いします。

(中西委員)

社会福祉協議会の中西です。地域共生社会の部分で副部長にもお答えいただいたので特に
言うことはありませんが、私ども高知市社協の「ほおっちょけん学習」の実施ということで
出ております。これは私たち高知市社協がやっているということではなくて、今日もお見え
になってますが、田所委員さんも地域でこの「ほおっちょけん学習」に関わっていただい
ています。どういう活動をしているかと言うと、地域住民さんが子ども達に向けた「ほおっ
ちょけん学習」で、ここにありますけれども、困った時には「助けて」困っている人がいたら
「まかせて」と言える関係づくり。そういった『おたがいさま』の住民意識を持つ。具体的
には、寸劇なんかをやっていただいて本当に効果があって、参加した小学生からは、「今は
私たちは助けてもらう立場だけど将来的には助ける側にまわりたい。」といったようなアン
ケート結果もあります。そういう意味での『おたがいさま』の住民意識といったようなもの
を今やっておるところでございます。

ここで私が言いたかったのは、自助・共助・公助の3つの助というふうにありますけれど
も、今「共助」、この部分はどちらかというと介護保険を中心に制度的な助け合いが思い当
たる点であったと。ここで住民同士の助け合いっていうのは本来「互助」じゃないかなと思
ったので、意見として言わせていただきます。

(宇川会長)

はい、ありがとうございます。他に意見はないでしょうか。はい、竹島委員お願いします。

(竹島委員)

高知県難病連の竹島です。すみません何度も手を上げて申し訳ないです。初めのほうの子
ども達の医療的ケア児の辺りとかには出てなかったの、ちょっと私も見逃してるかも分か
りませんが、6-2「災害時の支援体制」のところへ飛ぶんですが、ここは地域とかってい
うところですが以前にもちょっとお話したかも分かりませんが、高知県ではない出来事、
県外での出来事ですが、学校での避難訓練の時に内部疾患の子どもが自習をさせられて避難
訓練に参加できなかったということがあって、ちょっと問題になっています。学校では障害
のある子ども達、それからその内部疾患で急激な運動は駄目だとかっていうような子ども達
に対して、何か災害時のマニュアルみたいなものはあるのか、実際にそういう訓練をやっ
ているのか、聞かせていただきたいです。

(宇川会長)

はい、ありがとうございます。そういうケースとかは。

(竹島委員)

普通学校での。

(宇川会長)

普通学校での、普通学校でのケースはいかがでしょうか。

(教育研究所 近森所長)

ありがとうございます。教育研究所、近森です。先ほどのご意見の中にありました、学校における避難訓練の際のマニュアルということでしょうか。

(竹島委員)

その中に障害児だとか難病の子ども達と一緒に避難できるかどうか、訓練できてるかどうかというところです。

(教育研究所 近森所長)

はい、ありがとうございます。学校のほうでは特別支援学級の子も達、また医療的ケアが必要なとか難病の子もたち、全ての子も達を避難訓練の中では避難させるというようなことをそれぞれの学校のほうで実施していると捉えてはおります。ただマニュアルというものはそれぞれの学校での作成になりますので、こちらのほうで全てはよう把握してはおりませんが、そのようにいわゆる自習させていたとか、というような報告は受けてはおりません。以上です。

(竹島委員)

すみません、普通学校に常にそういう子どもがいるとは限らないとは思いますが、いた時にじゃあそのクラスの先生はそれですぐに対応できるのかとかいうようなこともすごく心配な所なんです。これは是非統一して基本的なことをやっぱり作っていただきたいなと思います。

(宇川会長)

はい、ご意見ありがとうございます。また参考にされて。はい、よろしく申し上げます。竹岡委員お願いします。

(竹岡委員)

市育成会の竹岡です。54ページの下のほうに人工呼吸器装着の24時間体制の方の「災害時個別支援計画」っていうのがあるがですけど、とってもいいことやなあと思います。ただこれを聞いた時に「災害時個別支援計画」っていうのは、地域防災推進課さんとかが取り扱いなので普通の個別支援計画の中に災害時のことを含んではいかながですかね。普段個別で支援を受けているやないですか、相談支援センターで。その方に盛り込むことはできないんでしょうかね。災害時はみんな弱者になると思うがです。特に自分で逃げられない障害児の方のための災害時っていうのを個別支援計画で是非、盛り込んでもらいたいなと思います。よろしく申し上げます。

(宇川会長)

はい、ご意見ありがとうございます。これに関して、よろしくお願いたします。

(障がい福祉課 黒岩係長)

障がい福祉課、黒岩です。おっしゃる通り、「既存の計画に盛り込んだらめっちゃええやんか」というのは私もそう思って、他県の事例ではそういうのが既にあるそうです。高知市についてはこの計画に書いております、介護福祉事業所さん、普段支援を携わっている方とに連携できるのかということも深めていく段階に次移ってきます。なので、地域の自主防災会の方がやっぱりそういう専門的な計画を作るっていうのは非常に負担感が強いとい

うこともがわかってきましたので、新たな策定を推進したいと考えております。よろしいですか。

(宇川会長)

はい、ありがとうございます。他に、はい、それでは、まだあるかも分かりませんが、今の施策1・5・6に関して終わりたいと思います。基本的な方針、今日お話いただきましたけども各施策の方向性に関して1・5・6も先ほどと同様にご承認いただけますでしょうか。はい、ありがとうございます。小嶋委員さんよろしいですか。はい、ありがとうございます。

はい、それでは施策すべて基本理念も含めて報告に関しては承認いただいたということで終わっていきたいと思います。すみません、いろいろまたご意見いただくところですけれども、不手際で申し訳ありませんでした。それでは今日の協議については終わりたいと思いますので事務局さんの方にお返し、あ、すみません。

(山本委員)

すみません質問があります。昭和会山本です。最後に質問ひとつだけ。この障害者計画は、障害者基本法に基づいた大きな理念と方針が打ち出されたものなんですよ。その後次の段においては、総合支援法に基づいた障害福祉計画へと掘り下げていくと。その中でこの障害者計画にやはりバックしたほうがいいんじゃないかと、現れた時には変更も可能なのかと、追加変更を。

(宇川会長)

はいご意見いただきましたけれども、その辺に関してもよろしいですか。この後、12月以降福祉計画、障害児福祉計画、大丈夫ですか。それではその辺のあたりも踏まえた上で現時点での方向性としては承認いただいたということで。はいありがとうございます。

ではまた何か次回以降お話、何かちょっと変更点であるとか福祉計画、障害児福祉計画を進めていく中で立ち返る段階で障害者計画の見直し、ちょっと差し替えあるということでご確認ください。ありがとうございました。それでは事務局さんのほうへお返ししたいと思います。

(司会)

委員の皆様、本日は活発なご協議をありがとうございました。予定時刻で終了できたことお礼申し上げます。

最後に事務局よりお知らせをさせていただきます。次回は事前にご案内地いたしましたとおり、12月22日火曜日18時から20時。市役所本庁舎6階会議室での開催を予定しております。また次回は障害福祉計画、障害児福祉計画を含めた計画素案の審議を予定をいたしております。

それでは以上をもちまして、令和2年度第3回高知市障害者計画等推進協議会を閉会いたします。委員の皆様、本日はありがとうございました。